華鐘コンサルタントグループ
月次オンラインセミナー（2021年1月度）

持分譲渡及び減資による企業経営からの撤退事例紹介

2021年1月

華鐘コンサルタントグループ
(HP:www.shcs.com.cn　　Email:shcs@shcs.com.cn)

講師紹介

許　晶
華鐘コンサルタントグループ　項目部　部長

（経歴）上海対外経貿大学を卒業後、上海の日系商社にて七年間勤務した。その間に独学で財務知識を学び、中国公認会計士と中国公認税理士の資格を取得し、2009年10月に『華鐘コンサルタント』に入社。入社後は、コンサルティングの経験を積み、会員企業様に対してより専門的なアドバイスを行うため、中国公認資産評価師と国際公認内部監査師の資格及び日本全国経理教育協会簿記1級、日商簿記1級を取得。

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr　All Rights Reserved.

目次

1 持分譲渡・減資の概要、特徴

2 持分譲渡・減資の手続き流れ、所要時間

3 持分譲渡・減資に関わる税務事項（中国側）

4 持分譲渡・減資による撤退事例

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

1. 持分譲渡・減資の概要、特徴

持分譲渡

概要：

持分譲渡とは、ある会社に投資している企業がその保有する出資持分を別の会社に譲渡することをいう。

持分譲渡により中国内での事業から撤退するケースでは、会社清算と異なり現地法人の法人格は維持されるため、資産・負債の処分が必要とならない。合弁会社で、出資者のうち1社のみが撤退したい場合にはよく行われる。

特徴：

1. 譲渡先の選定が必要。合弁会社の他の出資者が持分を買い取る場合を除き、第三者である買い手を探すことは困難。
2. 譲渡代金は新旧出資者間で支払うため、譲渡対象（現地法人）からの資金流出はない。
3. 譲渡益があれば、源泉企業所得税が発生する。

減資

概要：

減資とは、資本金を減少させる手続きのことをいう。

資本金の減少を行う場合には色々な目的が考えられるが、中国国内の合弁現地法人から自社の資本金のみを全額減少させることにより撤退するケースもある。

譲渡先がなかなか見つからない時にはよく行われる。

特徴：

1. その他の出資者が異議を出さなければ、出資者1社単独で実施可能。
2. 減資の資金は譲渡対象（現地法人）から流出するため、現地法人の資金繰りに影響がある（無償減資を除く）。
3. 単なる資本金の減少であれば課税事項が発生しない。（減資＋配当の場合は、配当の部分に対して源泉企業所得税が発生する）。

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

1. 持分譲渡・減資の概要、特徴

持分譲渡による撤退

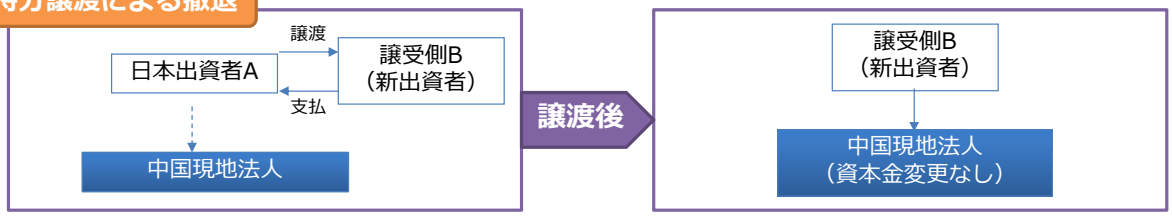

※持分譲渡による撤退のメリット（清算と比較）

1. 現地法人主体は全く変わらないため（出資者変更のみ）、全資産・負債と権利・義務関係はそのまま継続。（処理の必要がない）
2. 比較的早く投資資金が回収できる（早く撤退できる）。
3. 清算時の不確定リスク（税務リスクや環境問題など）を回避できる。

減資による撤退

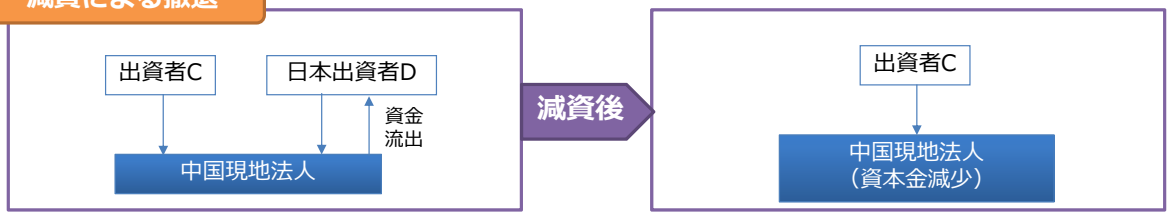

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

2. 持分譲渡・減資の手続き流れ、所要時間

持分譲渡手続き

①譲渡先の検討 → ②当事者間での交渉、条件合意 → ③持分譲渡契約締結、株主・董事会決議 → ④営業許可証の変更申請 → ⑤各種登記変更 → ⑥譲渡対価の海外送金

所要時間：約6ヶ月（上記①と②が日程に大きく影響）

減資手続き

①当事者間での交渉 → ②減資に関わる株主・董事会決議 → ③新聞公告（45日間） → ④営業許可証の変更申請 → ⑤各種登記変更 → ⑥減資資金の海外送金

所要時間：約4ヶ月（上記①が日程に大きく影響）

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3. 持分譲渡・減資に関わる税務事項（中国側）

持分譲渡（譲渡する側の税務上の処理）

・源泉企業所得税10%・・・譲渡所得（＝譲渡価格-譲渡原価）×10%
・印紙税0.05%・・・譲渡価格×0.05%
・増値税・・・課税なし

◆ ポイント1
譲渡価格について、仮に実際に当事者間で譲渡した価額より時価評価額の方が高い場合は、時価評価額を採用することになる。

事例①：日本出資者Aが清算の手間がかからない代わりに、他の出資者へ現地法人の持分を無償譲渡した。当初の投資金額が500万元、現時点の持分（＝現地法人の純資産）の公正価値は800万元とする。
→源泉企業所得税：（800-500）×10%＝30万元

◆ ポイント2
現地法人へ外貨で投資した場合、為替レートの変動により生じた為替差益は譲渡所得として源泉企業所得税が課される。

事例②：日本出資者Bが300万米ドル（当時のレート7.5にて換算した人民元は2,250万元）で投資した現地法人を2,200万人民元を第三者へ譲渡した。仮に譲渡時のレートは6.5とする。
→譲渡所得＝2,200－300×6.5＝2,200－1,950＝250万元
源泉企業所得税＝250×10%=25万元

◆ ポイント3
持分譲渡の取引自体が土地使用権等の譲渡によって利益を獲得する目的のためになされたと判断される場合には、土地増値税が課される可能性がある。

事例③：出資者Cが、現地法人の従業員及び債権債務などを全部処理し、土地と建屋のみが残っている状態で持分を第三者へ譲渡する。
→結果：資産評価を行った上、譲渡所得があれば源泉企業所得税が課税され、更に土地・建屋に対し土地増値税が課された。

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3. 持分譲渡・減資に関わる税務事項（中国側）

減資に関わる税務事項

- 投資した資本金のみを減資にて回収する場合は、課税事項にならない。
- 減資にて回収した金額が当初の投資した資本金を超えた部分について、みなし配当・投資資産譲渡所得として源泉企業所得税が課される。

事例①：日本出資者Aと中国出資者Bが合弁会社Mを設立し、登記資本金は1,000万元、Aの出資率は20%。 Mは赤字が続いたため、 Aは無償減資にて撤退した。

→現金は全く動かないため、会計上では貸借対照表上の数字が入れ替わるだけで、中国側の税務上では課税事項なし。

但し、出資者サイドでは出資権の放棄となり、投資損失（特別損失）が計上されるが、これが日本側で税務上の損金として認められるかどうかは日本側で要確認。

事例②：日本出資者Cと中国出資者Dが合弁会社Lを設立し、登記資本金は2,000万元、Cの出資率は30%（全額出資済み）。2020年1月にCが減資にて撤退し、950万を回収する予定。2019年末現在、Lの内部保留（未処分利益と利益積立金）は1,000万元。

→ Cが取得した950万元の内、600万元は減資資金（投資原価の回収）で課税対象にならず、300万元は配当、50万元は投資資産譲渡所得として源泉企業所得税が課される。
源泉企業所得税＝（950－600）×10%＝35万元

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4. 持分譲渡・減資による撤退事例

事例１

日本出資者Aと中国出資者Bが合弁会社Mを設立し、登記資本金は2,000万元、Aの出資率は10%（全額出資済み）。 2020年1月にAが撤退したい意向をBへ伝え、Bが同意した。2019年年末現在、Mの内部留保（未処分利益と利益積立金）は100万元。仮に純資産の時価評価額は2,200万元とする。

◆ 譲渡先の選定に困難が伴う。
◆ 買い手が見つかったと仮定し、持分譲渡対価は220万元（時価評価額に相当する）。
◆ 中国側の税務事項は以下の通り（印紙税は省略）。
・譲渡価格（＝譲渡対価）
＝2,200×10%
＝220万元
・譲渡原価＝2,000×10%
＝200万元
・譲渡所得＝220-200
＝20万元
・源泉税＝20×10%＝2万元
◆ Aの手取取得額＝220-2
＝218万元
◆ 資金の流出側は出資者B。

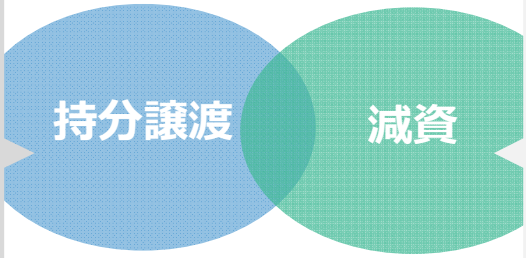

➢ 譲渡先が見つからない場合、減資による撤退が実施可能

◆ 現出資者間で協議一致すれば実施可能。
◆ 仮に、株主会決議により、Aが減資にて回収可能な金額は220万元(時価評価額にて決められた)。
◆ その内、Aの投資原価の回収分は2,000×10%＝200万元
◆ 中国側の税務事項は以下の通り。
源泉税＝（220-200）×10%
＝2万元
◆ Aの手取取得額＝220－2
＝218万元
◆ 資金は合弁会社Mから流出。

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4. 持分譲渡・減資による撤退事例

事例2

日本出資者Cが独資生産型会社Fを設立し、登記資本金は800万元。 2020年10月に撤退を検討し、清算時の税務リスクなどを避けるため、現地の工場長個人へ持分を譲渡することを決定した。2020年9月現在、Fの純資産の簿価は700万元（その内、未処分利益は－100万元）で、土地・建屋を保有している（仮に時価評価益は200万元とする）。Cの希望取得額は600万元。

◆ 個人が一度に譲渡対価600万元の現金を準備することは難しい。

◆ 手続き上、出資者変更後の営業許可証を取得した時（Fの所有権は既に移転）以降初めて譲渡対価の海外送金ができるため、工場長個人の信用があるか否かが一番ポイントとなる。

◆ 中国側の税務事項は以下の通り（印紙税は省略）。
・譲渡所得＝700＋200－800
＝100万元
・源泉税＝100×10%＝10万元

◆ Aの手取取得額＝600-10＝590万元

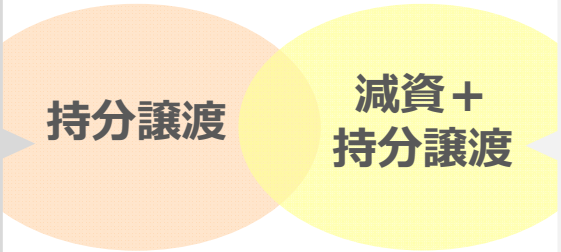

➢ 減資＋持分譲渡の方が確実に早く資金回収可能で、税金も増えていない。

◆ 550万元を減資してから、50万元で持分を譲渡
◆ 減資の場合はF社から現金を出すため、個人の資金調達の負担にならず、時間的にも早く投資資金回収可能。
◆ 大部分の減資資金を回収できてから持分を譲渡するため、資金回収のリスクが大幅に減少。
◆ 中国側の税務事項は以下の通り（印紙税は省略）。
減資時：課税なし(減資後の資本金は250万元)
持分譲渡時：
源泉税＝（250－100＋200－250）×10%
＝100×10%＝10万元
◆ Aの手取取得額＝550＋50－10
＝590万元

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

主要参考法規

- 『公司法』
- 『企業所得税法』
- 『日中租税条約』
- 『国家税務総局の企業所得税に関する若干問題についての公告』　（国家税務総局公告2011年第34号）
- 『非居住者企業の所得税源泉徴収に関する問題についての公告』　（国家税務総局公告2017年第37号）
- 持分譲渡の名義での不動産譲渡行為に土地増値税を徴収する問題についての認可・回答（国税函〔2000〕687号、国税函〔 2009〕387号、国税函〔 2011〕415号）

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

華鐘・項目部業務紹介

項目部は、中国全土を対象に製造、商業・貿易、物流、情報サービス業などの業界のほか、自由貿易区や保税区についても関連するコンサルティングサービスをご提供しています。

お客様の代理で申請手続きを実施するだけでなく、お客様と密に連絡を取り、専門的見地から企業の現状を系統的に分析し、それぞれのケースに応じた案をご提供することで、お客様が抱える複雑な問題を解決に導きます。

- **会社や駐在員事務所、分公司設立・変更・撤退**
- **移転や合併、分社化、出資譲渡などの企業再編**
- **外債登記、輸出入業務へのコンサルティング**

清算業務・各種登記など
数百件以上！

Copyright © 2021 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

ご清聴ありがとうございました。

企業再編に関する事項がございましたら、
ご遠慮なく弊社にご相談ください。

Shanghai Huazhong Investment Consulting Co., Ltd.

会員のお客様：担当者へご連絡ください。
その他のお客様：shcs@shcs.com.cn

13